

光地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

光地区消防組合

管理者 芳 岡 統

光地区消防組合条例第 2 号

光地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正
する条例

光地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 5 年光地
区消防組合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「1, 6 8 0 円」を「2, 1 6 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。